第２回　府中市公契約条例の在り方等検討委員会

１　日　時　令和６年１２月２３日（月）　午後２時～午後４時

２　場　所　府中市役所 おもや ４階　Ａ４０１会議室

３　出席者　委　員（名簿順・敬称略）
上條　弘次、西野　史子、濵本　絵美、岩上　智之、中村　聡介、
菅原　信吾、三浦　眞二郎
事務局
石川総務管理部長、石堂契約課長、上野契約課長補佐、
鈴木工事契約係長、松本主任、髙森主任

４　傍聴者　４名

５　議題
⑴　前回の資料請求について
資料２－１　委託１千万円未満（契約金額）の案件の内訳
⑵　府中市公契約条例の概要について
資料２－２　検討内容資料
資料２－３　指定管理・PFI一覧
資料２－４　東京都内自治体の労働報酬下限額の適用範囲

６　その他

（委員長）
　それでは、定刻になりましたので、第２回府中市公契約条例の在り方等検討委員会を開催させていただきます。まず、本日の出席状況を事務局からご報告をお願いいたします。
（事務局）
　本日はご多用のところ、本委員会にご出席いただきましてありがとうございます。本日の出席状況でございますが、委員定数７名中７名の委員の皆様にご出席をいただいております。従いまして、過半数を超えておりますので、本委員会は有効に成立していることをご報告いたします。以上でございます。
（委員長）
　ありがとうございました。続いて本日の傍聴についてご報告をお願いいたします。
（事務局）
　本日の委員会の傍聴についてご報告いたします。本日は、５名の方から傍聴希望の申出がございました（１名欠席）。以上でございます。
（委員長）
　今、事務局の方から傍聴の申出があったということでご報告がありました。傍聴を許可することについて異議はございませんでしょうか。
（異議なしの声あり）
（委員長）
　よろしいですか。異議なしと認めます。それでは、傍聴者の方、入場をお願いいたします。それでは、本日の配付資料について、事務局よりご説明をお願いいたします。
（事務局）
　資料につきましては、次第１枚、資料２の１の委託１，０００万円未満（契約金額の案件の内訳）１枚、検討内容進行状況一欄１枚、資料２の２の検討内容資料１セット、資料２の３の指定管理ＰＦＩ一欄１枚、資料２の４の東京都内自治体の条例の適用範囲１枚をお配りしております。
　そのほか、第１回目のお配りしたファイルをこちらで保管させていただいた委員の方には、机上に置かせていただいております。本日から具体的な検討に入ってまいりますが、検討内容進行状況一覧と資料２の２、検討内容資料を使いながら説明させていただきます。検討内容進行状況一覧は、この検討委員会で来年度にかけて検討いただきたい事項を列挙しております。資料２の２、検討内容資料は、具体的な内容を記載しておりまして、項目ごとに区切って検討してまいりたいと考えております。継続審議を考慮して、今回と次回で一巡できるようなスケジュールを想定しておりまして、今回は１、目的から、３、労

働報酬下限額等まで、資料で言いますと、資料２の２の９ページまでを検討していただきたいと考えております。配布資料の説明は以上でございます。
（委員長）
　ありがとうございます。それでは、次第に入ります。

（１）　前回の資料請求について
　　事務局から、資料２の１に基づき説明。

（委員長）
　まず、議題（１）前回の資料請求について、事務局からご説明をお願いいたします。
（事務局）
　それでは、資料２の１の委託１，０００万円未満（契約金額の案件の内訳）をご覧ください。前回、資料１の７でお示しした委託の件数のうち、委員からご要望のありました１，０００万円未満の案件の内訳の資料でございます。設備・機器保守点検等作業委託やシステム導入、保守等の件数が多くなっております。委託の対象範囲については、後ほどご検討いただく項目がございますので、こちらでご意見をいただければと思います。説明は以上でございます。
（委員長）
　ありがとうございます。前回、１の７の追加資料、附属資料ということで、事務局がご用意されたという形になります。これは、報酬下限額等のところでも参考にするようですが、現時点で質問やご意見あればお願いいたします。よろしいですか。これは、今後該当のときにも改めて、この制度を踏まえてご検討いただくということでよろしいでしょうか。

（１）　府中市公契約条例の概要について
事務局から、資料２の２に基づき説明。

（委員長）
　それでは、続いて、議題１、（２）府中市公契約条例の概要について、事務局からご説明をお願いいたします。
（事務局）
　初めに、本資料の表現について、実際の条例等、それに関連する規則は前回お示しした文京区の事例のような表現となりますが、本委員会では条例形式の

文言ではなく、内容を検討することから、お示しする資料は分かりやすい表現となるよう努めております。

また、公契約条例については、既に都内での１７市区の先行事例があり、各自治体で検討する中で、それぞれの知見のもと洗練されたものになってきていると捉えており、参考にした上でご議論をいただく案として提出しております。

それでは、資料２の２、検討内容資料１ページの総論をご覧ください。こちらには、前回、委員の皆様からいただいた総論としてのご意見をまとめております。

・文京区が最新型の公契約条例になっているという話を聞いているので、これをベースにするというところはよいと考えている
・公契約条例を知らない人が多いままだと、効果が上がらないだろうと思うので、市民や事業者に向けての周知啓発というのは併せて考えていくべきと思う
・公契約条例を分からない人が大半なのかなというのが率直なところなので、業者に何か伝わるような方法をやっていければ、いきなり公契約条例をやるということではなくて、徐々にいろいろなところから浸透していければよい

といったご意見をいただきました。このほか、個別具体的な意見は、個別の検討事項の該当箇所に掲載をしております。併せて、これまでの事業者、労働者団体の方々との意見交換の場においていただいた意見を個別の検討事項の該当箇所に記載させていただいております。

それでは、個別の検討事項に進めさせていただきます。２ページ、１、目的をご覧ください。案としまして、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公共工事及び公共サービスの品質の確保を図り、地域経済の活性化及び市民の福祉の増進に寄与するとしています。ここで検討いただきたいことは、目的に盛り込むものでございます。

参考としまして、都内市区の状況でございますが、適正な労働環境の整備が１７自治体中１４自治体、事業の質の確保が１７自治体中１２自治体、公平・公正な契約制度の確立が１７自治体中７自治体、事業者の経営環境の維持・改善が１７自治体中２自治体、地域経済の活性化が１７自治体中１６自治体、住民福祉の向上が１７自治体中１３自治体となっております。その他、優れた人材の確保を挙げている自治体もございます。

なお、下線を引いている項目が、案に盛り込んだ項目となっております。説明は以上でございます。

（委員長）

ありがとうございました。この案について、盛り込む事項がほかにあるか、あるいは落とすものがあるか、そういったご検討になるかと思います。今、事

務局から説明いただいた案についてご質問、ご意見はありますか。
(委員)
　ご説明ありがとうございます。この案は、ほかの自治体をベースに、いいとこ取りをされたのかなと考えておりますが、その中で、優れた優秀な人材の確保というものを入れてもよいのではないかと考えております。優れた人材の確保というのは、我々労働者も事業者も、双方にとってのプラスになるものですし、そのような人材が集まることは、ひいては府中市の発展にも繋がるということを鑑みれば、これを追加することは、概して公契約条例をさらによくするということにも繋がると考えております。以上です。
(委員長)
　ありがとうございます。優れた人材の確保の点をこの中に追加すべきというご意見でした。まずはこの点、ほかにご意見はありますか。
(委員)
　この目的の部分だけに関する質問ではありませんが、この次の項目で基本方針を検討すると思いますが、これを見比べますと、自治体によって目的に盛り込んで基本理念には盛り込んでいないものというような見方もできると思うので、見比べると両方重複しているものもあるのかなと思います。基本的には目的というのは目標に近いもので、これを達成するために基本の方針ですとか、理念というか、どちらかというと骨子に近いものがあるという認識でよろしいでしょうか。
(委員長)
　そうですね、どのような仕分けをしたのか、事務局から説明があれば教えてください。
(事務局)
　それでは、２の（１）の説明を先にさせていただいてよろしいでしょうか。
(委員長)
　そうですね、一体として提出したほうがよいので、併せて仕分けと説明をお願いしたいと思います。
(事務局)
　２の（１）基本方針（理念）について、先にご説明させていただきます。今回、２の（１）の基本方針を案としまして、談合その他の不正行為を排除すること公契約において適正な履行及び良好な品質を確保すること、労働者等の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に配慮すること、市内の事業者の受注機会の確保を図ること、公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進することとしております。参考としまして、都内市区の状況でございますが、なしが１７自治体中４自治体、法令遵守が１７自治体中１２自治体、

事業の質の確保が１７自治体中１０自治体、適正な労働環境の整備が１７自治体中１２自治体、事業者育成が１７自治体中　１３自治体、公正・公平な契約制度の確立が１７自治体中１３自治体となっております。その他　施策の実現に寄与、多様性への配慮、環境への配慮、福祉の増進、正確な積算等着実な事業計画を挙げている自治体もございます。なお、下線を引いている項目が案に盛り込んだ項目となっております。

その上で、先ほどのご質問等についてお答えさせていただきます。今、委員が仰ったように、ほかの自治体の作り方が様々ございます。まず目的のところの「公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進し、公共工事及び公共サービスの品質の確保を図り」、ここまでが前段で、この後の「地域経済の活性化及び市民の福祉の増進に寄与する」、この辺が後段になるのですが、この後段が大目的、前段はそれに至るための中目的でございます。この前段の中目的というのは、２の（１）の５つの項目のうち、代表的な２つを抽出する書きぶりになっております。自治体によってはこのような書きぶりをするところもありますし、重複を避けるために中目的を書かずに、この条例は基本方針等を定めることにより、地域経済の活性化及び云々と大目的にいきなり行くというパターンもあります。従って、ここは自治体によって書きぶりは異なりますけれども、最新の条例を参考にして、基本方針の中から代表的な２つを取り入れるという形を取らせていただいております。

（委員長）

ありがとうございます。この点いかがですか。何かご意見や、印象の問題だと思いますけども、これを見ると、目的を細かく書いて、基本理念を省いているところが、１７自治体のうち４自治体があって、割と抽象的な目的を書いて、それを基本理念でもう少し具体的に細かくみたいな、２つの構成があるようですけども、どちらのほうが分かりやすい、あるいは見やすいとお考えなのか、皆さんご意見いただければと思います。

（委員）

冒頭の１ページに戻りまして、やはり公契約を進めていく上で重要なのは、広く市民に周知するということだと思っております。その意味を考えたときに、最初の文、公契約が何かというところが、非常にシンプルな文章で表すというのは周知につながるものであると考えておりますので、今、事務局からお話しいただいたように、目的のところは公契約とはというところをシンプルに、もちろん府中市の思いを込めながら表現した上で、以降それを具体化していくというほうが、この冒頭のところにも繋がると考えております。以上です。

（委員長）

ありがとうございます。目的と基本、２つに分けて、目的は基本方針が大き

いというような話がありました。これについて、ほかにご意見ありますか。
（委員）
　今仰られた内容はすごく同調できる意見だと思いますが、今の案の中にある地域経済の活性化と市民福祉の増進については、これが達成されているかや、これを調査・チェックする際に、非常に曖昧だと、後々その効果というのが測れなくなるのではないかと思います。前回の多摩市の例でいうと、地域経済だと地域の活性化となっていたので、経済とは出ていなかったので、比較的アンケートを取った中でも、感じられるとか、今後、感じやすいというような、そういうようなアンケート結果があったと記憶しておりますが、この辺がやや難しい部分であるので、どのように表現したらいいか、ここに謳うべきなのかどうかという点を議論すべきではないかと思っております。
（委員長）
　まず一つ整理としては、目的と基本方針を２つに分けるということに関して異議はございませんか。そうすると、目的の案をどこまで内容を盛り込むか、あるいは絞るのかという話だと思います。今、ご発言があったように、もう少しシンプルにしたほうがよいでしょうか。何かご意見はございますか。
（委員）
　基本的なものといいますと、あまり厳しく細かくしてしまうと、これが足かせになって後々決めていく項目が大変だったり、最後のほうに出てくると思いますが、これを調査するとか、提出する書類の部分がすごく大変になってくるのではないかという点が懸念されるところなので、謳うべきだとは思いますが、どこまで盛り込むかというのは、シンプルのほうがよいと思います。
（委員長）
　ありがとうございます。ほかにご意見をお聞かせいただければと思います。
（委員）
　まず目的は、今回でいうと、地域の方々に行政サービスを含めて、地域の方々にすばらしいサービスができるというところが目的だと思っているので、そこはぜひ盛り込んでいただきたいと思います。目的は地域住民のためですよ、府中市のためですよと謳っておいて、基本方針で具体的なもの列挙っていうほうがよろしいかと思います。
（委員長）
　ありがとうございます。ほかに質問はございますか。
（委員）
　一番最初に来る部分なので、とても重要なパートだと思っております。その上で、もう１回全部各項目を議論した後に、最後に立ち返ってみてはいかがでしょうか。継続審議という形だと、事務局の負担になるかもしれませんが、最

後にこの議論を総括して、この委員会としてどういうものを残すかということを最終的に議論するのがよいと思います。

（委員長）

ありがとうございます。それでは、目的は継続審議にして、方針をしっかり決めて、再度議論することでよろしいですか。

（委員）

市民に一番お伝えしたい部分を追求したいので、そこはしっかり議論したいと思っております。

（委員長）

ありがとうございます。もう少し中身が固まってから再度戻るという形で、ご意見いただきました。ほかにご意見ありますか。それでは、全体像を見て、もう一回最後に大きな目標のような形で検討するというご意見が出ましたので、その方向で進めたいと思います。基本方針に関しては継続審議とさせていただいて、関連する基本方針の具体的な部分を検討したいと思います。２の（１）の基本方針（理念）関して先ほどご説明がありましたけれども、これについてご質問、ご意見あればお願いいたします。

（委員）

この案自体には、異論はありません。参考、都内の市区の状況の一番下のその他の欄の正確な積算等着実な事業計画という項目をぜひ加えていただきたいと考えております。理由は、公契約条例が適正に履行されるために不可欠であると認識しており、様々な計算、あるいは工事の目線でいいますと、やはり労務費の関係と、あとは適正な工期の確保、これは委託で十分な時間というか、事業計画というものが必要だと思いますので、これをぜひ加えていただきたいと思います。以上です。

（委員長）

正確な積算等のところを挿入ということの、ご意見。その点でもいいですし、ほかでも構いません。ご意見あればお願いいたします。

（委員）

今のところで、追加で発言させていただきます。事前にこの資料を拝見させていただく中で、特に事業者さんの懸念として、公契約によってきちんと労務費を払う、直に元請から下請に払うというか、この懸念があると考えております。それを払拭するためには、やはり市からの発注で、きちんとした予算が、発注額があってこそ成り立つと考えておりますので、その上では、理念として正確な積算等が盛り込まれているというのは、事業者側の疑念の払拭、ひいては労働者が適切に労務費、賃金を頂くというところにも繋がるのではないかと考えております。以上です。

（委員長）
　ありがとうございました。正確な積算等に絞ってお話を聞きしますけども、労働者側の方のご意見だと思うのですが、事業者側・学識経験者の方で、これについての懸念とかご意見あるいはご質問を含めてあれば、挙げていただければと思います。労働者側の方のご意見が２つ出ましたので、それ以外の方のご意見もお伺いした上で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。
（委員）
　案の中で、良好な品質を確保することと、公正な競争を促進することは、どちらかというと相反するようなところがあって、相反するというか、公正な競争というのが、単に価格のみであれば、相反するものになりますし、品質やほかの、従業員たちの満足度が達成できるかどうかという要素も競争に含まれるのであれば、そこは同じような意味合いになるのではないかと思います。この辺をどのように定めればよいか府中市の考え方があれば、お聞きしたいです。
（委員長）
　今、案に挙がっている２項目ですか、公契約において適正な履行及び良好な品質を確保することですが、これについて事務局からご説明やご意見ありますでしょうか。
（事務局）
　まず、案のうち２つ目の「適正な履行及び良好な品質を確保すること」という部分は、どちらかといえば受注者に影響する、仕事を請け負っていただいた方にしっかりやっていただこうという部分になります。
　それから、一番下の「公契約に係る手続の透明性を確保し、公正な競争を促進すること」というのは、発注者側の我々が主に心がけていくことだと思っております。
　その上で、契約課で公正な競争、公正性をどう捉えているのかですが、契約課では複数の職員で業務を分担して行っていますが、それぞれの担当者の恣意的な部分を排除して、法令等に基づく厳格な手続で入札や見積合せを行います。工事においては総合評価という手法もございますが、決められたルールにのっとって厳正に行っていくことが我々としての公正性と捉えております。
（委員長）
　ありがとうございました。今、ご説明ありましたけれども、ほかのご質問やご意見があればお願いいたします。
（委員）
　今の説明が、正確な積算にある程度合致してくる部分もあるのではないかと思うので、競争を促進することの部分をもう少し分かりやすくというか、正確な積算というものも踏まえたようなものにすると分かりやすいと思います。

ただこれだけの表現だと、価格競争だけにフォーカスされてくるような気がするので、ここがポイントだと思います。

（委員長）

積算という書き方すると、そこに焦点が絞り過ぎているというか、もっと全体でということでしょうか。

（委員）

そうですね、正確な積算とか公正な積算という部分が、ある意味価格にも反映されてくるじゃないですか。ここが明確になっているのは、ただ単に価格だけではないという面も入ってくるのであれば、総合的な競争というニュアンスに捉えられやすいのではないかと思います。

（委員長）

ありがとうございました。他に意見はございますか。積算という言葉でなくて、ほかの表現も含めてということでも、ご提案でありますか。

私から確認ですが、その他で正確な積算等という書き方をしているのは、どれくらいの自治体があるのか、何か資料はありますか。

（事務局）

その他で書いてある部分というのは、基本的には１自治体程度しかないものをここに列挙しておりますので、マイナーなものではございます。

（委員長）

ありがとうございました。何か、プラスアルファをという意見は否定はしないけれど、表現ないし使い方を変えましょうというご意見がありました。その点に関していかがですか。この言葉は大事だから入れたいというものがあるか、それも含めての表現があればということなのか、それもご意見があればいただければお願いいたします。

（委員）

先ほど意見として申し上げた正確な積算等の文言についてなんですけれども、他の委員からもありましたように、一つは労務費の部分が結果的に上がって、その結果利益を圧迫されるようなことがあってはならないと私も考えておりまして、それはしっかり基本方針の中にこの文言及び適正な事業計画が入っていることで、それが一定担保されるような枠組みをつくれたらと思っております。委員からもあったように、最後の「公正な」というところに並べるような形でこの文言が入れば、きれいにまとまると考えておりまして、少し表現は変えなければいけないかもしれませんが、あくまで公平に入札等に関わるということと、正確な、要はダンピングなどの関係を踏まえると、この辺をしっかりしたもので事業計画を立てて、かつ積算をしているということが大前提だという、その上での競争であるというところを明確に明文化したいと考えます。

以上です。
（委員長）
　ありがとうございます。ほかにご意見あればお願いいたします。
（委員）
　正確な積算についてですが、「正確」というところが気になっていまして、何をもって正確なのだろうかと考えたのですが、今お話で出ているのは、労働者の方にも、ダンピングにならないように、きちんとお金が払える仕組みで、かつ事業者側にも適正に利益が上がるようにというお話が出ているので、そういう点で、「正確」より「適正」とか、何か別の文言のほうがもっとなじむと思っています。それも併せてご検討をしていただきたいと思います。
（委員長）
　ありがとうございます。ほかにご意見はありますか。正確な積算等に関しては最後の公契約に係る手続が透明性の確保、公正なところで、表現をしたらどうかというお話がありました。その中で、正確なということも含めて検討できるのではないかということでした。この点でこういうアイデアがありますとか言っていただけると、事務局も作りやすいと思いますけど、何かあればご意見を出していただいて、それを参考に、この分を付け加えて直していただける形でお願いしますし、いかがですか。この点、継続審議は負担かもしれませんが、公正な競争と積算の表現を考えていただくということで一旦終わりにします。それ以外の項目について、追加ないし削除のご意見、ご質問ありますでしょうか。
（委員）
　ぱっとこの基本方針の案を見て、一番最初に「排除すること」という文言があったので、インパクトが強いなと思いました。前向きなものが最初に書いて、「排除すること」は一番最後に載せるほうが、流れとしてはしっくり来ると思いました。
（委員長）
　並べ方や表現の仕方で工夫が必要だというご意見、ありがとうございます。それも含めてご意見や追加で何かあればお願いいたします。

（委員）
　先ほど目的のほうで、優秀な人材の育成というのが入った方がよいのではないかという点があったと思うのですが、そこは目的に入れるのか、こちらの基本方針に入れるのか、どちらかには分かりやすい形で入れたほうがよいと思うので、そこがもし目的に入らないようであれば、この基本方針にきちんと入れて、一人の人材が、イコール多くの人材の成長がサービスの向上につながる

というような落としどころになってくる、それを目標とするのであれば、きちんと謳わないと伝わりにくいのかなと思うので、もし目的に入らないのであれば、こちらにきちんと入れてほしいと思います。
(委員長)
　ありがとうございます。目的には、割と具体論に近いから、こちらに入れたほうがよいのでしょうかね。一回こちらに入れてみて、また目標のときに考えるのであれば、この点一回入れた形で案をつくっていただけたらよいと思いますが、この点、皆さんご意見いかがですか。
(委員)
　優れた人材の確保というのは、目的にするにはちょっと具体的かなという感じがするので、もし入れるとしたら基本方針で列挙している中に含めるのがよいと思います。あともう一個質問ですが、目的の一番大きな点の２つが、(後段）の地域経済の活性化と（市民の）福祉の増進というものだというのを、先ほど事務局から説明いただき、これを具体化したものが、ここの基本方針の中に入っているという説明だったかと思うのですが、市民福祉の増進に該当するものは、この基本方針の中ではどれに当たるのでしょうか。
(委員長)
　ご意見、事務局からあればお願いいたします。
(事務局)
　大目的は、市が行う行政サービスの大目的でもありますので、こういった方針の下で取組を進めることで、こういった最終的な効果を出していきたいというような形で作られていると捉えております。
(委員)
　分かりました。
(委員長)
　ありがとうございます。ほかにいかがですか。他の項目でも構わないです。よろしいですか。ここまでをまとめると、正確な積算等については、最後の項目、公正な競争、この項のところでうまく反映できないか、継続審議として案をご検討いただく。このほかに、人材の確保という、先ほどの目的で入れたところを基本方針に移してうまく表現できないかという提案がありました。あとは、順番として談合その他というネガティブな内容が頭に来ているので、並びや表現を検討すべきというご意見が出たと理解をしております。その３点よろしいでしょうか。この２の１の（１）の基本方針は以上です。

（２）　市の責務について

事務局から、資料２の２に基づき説明。

（委員長）
　それでは、次の２の（２）市の責務について、ご説明をお願いいたします。
（事務局）
　それでは、４ページ２、（２）市の責務をご覧ください。案としまして、「公契約に関する施策を総合的に実施する。」としています。
　ここで、検討いただきたいことは、責務に盛り込むものでございます。
　参考としまして、都内市区の状況でございますが、総合的な施策実施が１７自治体中１２自治体、事業の質の確保が１７自治体中３自治体、適正な労働環境の整備が１７自治体中５自治体、事業者育成が１７自治体中３自治体、公正・公平な契約制度の確立が１７自治体中３自治体となっております。その他、環境・経済配慮、適正な積算による予定価格、適切な履行期間を挙げている自治体もございます。なお、下線を引いている項目が案に盛り込んだ項目となっております。
（委員長）
　ありがとうございます。シンプルな形になっていますが、この点、ご意見、ご質問ありますでしょうか。
（委員）
　先ほどのページの中で、議論いたしました正確なまたは適切な積算等という表現が、その他のところに含まれておりますので、この理念とリンクする形で、この責務のところにも適正な積算による予定価格というものが入ったほうがよいと考えます。以上です。
（委員長）
　ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。
（委員）
　今の意見と同じく、適切な積算による予定価格と、その下の適切な履行期間も、先ほどの議論の中に入っていた項目に関わってくると思いまして、これをそれぞれの市の責務の中で対応するというか、一定担保するというところが入ればよいと思いましたので、意見として申し上げます。
（委員長）
　ありがとうございます。その他ご意見、ご質問ありますか。
（委員）
　先ほどの資料の中にも入っていますが、受注者の責務というところが非常にボリュームのある案になっていると思うのですが、市の責務でいうと、総合的な施策の実施という包括的なものになっていると思うのですが、この資料全

体を見ても感じたのですが、チェック機関というか、客観的にチェックする部分がない気がします。前回は、委員会を立ち上げて、６人の委員で検討を今後していくという話があったと思いますが、そこだけで、アンケートなどでチェックするのか、そこが重要ではないかと考えます。市の仕事が、多くなってしまう気もするのですが、どのような形で実施されているかをきちんと見ることは大変重要になると思うので、包括的にチェックしていく立場という部分を入れたほうがよいと思います。いかがでしょうか。

（委員長）

ありがとうございます。ほかにご意見はありますか。

（委員）

大多数の市で、総合的な施策実施を起用していることから、案では他は特に追加されていないだろうと思ったのですが、その中で、適正な積算によるという部分だけ入れてしまうと、ほかの参考案もという話になるので、全体的なバランスを鑑みながら入れるか否かを検討したほうがよいのではないかと思いました。先ほどのチェック体制の話は私も気になっておりまして、資料の１０ページにどうやってチェックをするかという記載があったので、今後チェックにおいて、どの程度府中市として関与していくかによっても、ここに記載する参考案が他にもいくつか出てくるかなと感じました。

（委員長）

ありがとうございます。事務局にすごく広めの文言についてのお考えや、ご説明、検討した材料があれば教えてください。

（事務局）

多くの自治体の例に倣ったという前提がありますが、その上で多くの自治体がこの形を採用してきたという点を想像するに、市の業務として個別に列挙することがなかなか難しいという判断がベースにあって、市は総括的に全てをやるということで、こういう抽象的な表現に落ち着いたのではないかと推察します。個別となると、関連が多く大変だったのではないかと予想するところです。従って、市は基本的に公契約に関する施策は全て担いますというスタンスでこのような全体的な表現となっていると予想するところでございます。

（委員長）

ありがとうございます。この点ほかにご意見ありましたらお願いいたします。

（委員）

先ほど委員が仰ったチェックについては、つまるところ条例を導入して終わりではなく、その先にどういうものをなくしていくことが大事だということだと、私は理解しております。その意味では、定期的なチェックにより、どの

ように改善をしていくべきか、ＰＤＣＡに繋がるものがあったほうが、私もよいと思います。恐らく、今のここでの話ではないですが、いずれ条例化されたとすると、これが審議会に変わっていく中で、報酬の話がメインの議論になるかと思いますが、その中でどのようにチェックをしていくかについても一緒に議論していければ、もちろん負担は増えますが、できないことはないのかなと思います。やはり公契約条例は導入して終わりではなく、むしろ始まりだと思いますので、そのために何をするのか。それは市だけではなく、全体で制度を市でやっていくと捉えてよいのではないかと思います。

（委員長）

ありがとうございます。私のほうから意見を述べさせていただきます。

私もここの部分は、市の政策を細かく全部挙げられないので、抽象的な表現にならざるを得ないのではないかと思っております。その上で、積算が最も問題になりそうな部分なので、それを基本方針の中にも入れていただくと、市のほうは個別施策として入れると思うので、私は条例の作り方というか、条文の作り方、ここはあまり細かく書く必要はないと思っております。その中で、どうしてもここだけは絶対に入れなければいけないということだけを入れるところではないかと思っております。ほかにご意見はありますか。

（委員）

その考え方に基づけば、ここは抽象的にまとめる方向性は問題ないと思いますが、今まで出た意見をどこかできちんと反映させるというか、どのように運営していくかという部分は、きちんと謳われればよいのではないか思います。

（委員長）

ありがとうございます。個別的施策として今後入れていくというところで、施策の総合的な中にどこまで細かい部分を入れるかだと思います。ほかにご意見はありますか。私のほうが考えたのは、ここは細かいのを入れ過ぎると複雑なので、ここは総合的な形で原案にさせていただいて、今幾つか議論で挙げていただいた部分を個別のところで提出させていただくということであれば、ここはこの原案を一つ、また再度全部見た上で改めて議論するということであれば、２巡目でご指摘いただくということで、一旦置かせていただくことでよろしいですか。それではこの原案で確認ということにさせていただきます。

（３）　受注者の責務について
事務局から、資料に基づき説明。

（委員長）
　続いて、検討事項の２、（３）の受注者の責務です。これはまさに具体例になってきますので、説明をお願いいたします。
（事務局）
　それでは、５ページの２、（３）受注者の責務をご覧ください。案としまして、法令等を遵守する、市の施策に協力するよう努める、労働環境の整備に努めるとしています。ここで検討いただきたいことは、責務に盛り込むものでございます。参考としまして、都内市区の状況でございますが、法令遵守が１７自治体中１４自治体、適正な労働環境の整備が１７自治体中１４自治体、施策への協力が１７自治体中１１自治体、事業の質の確保が１７自治体中３自治体、市区内事業者への下請けが１７自治体中６自治体となっております。その他、下請けへの条例の説明、下請けとの公正な契約、障害者雇用、男女共同参画、若者雇用、市区内雇用、社会貢献、社会的責任を挙げている自治体もございます。なお、下線を引いている項目が案に盛り込んだ項目となっております。
（委員長）
　ありがとうございます。受注者の責務ということで、具体的なものに入っていきます。現在３つ案が上がっていますけど、これについてご質問、ご意見ありますでしょうか。
（委員）
　これは意見として、追加項目というか、お願いであります。その他ばかりで恐縮ですが、その他の下請への条例の説明、下請との公正な契約という文言を、この案の真ん中の市の施策に協力するよう努めるというところ、ここに関わっていくというか、ちょっとまた取り方があるかなと思うのですが、労働報酬下限額の周知、市民への周知というところは市の観点だと思うのですが、受注者としては、下請の方にこの条例の説明をして、なおかつそういう見積もり等の中に、労働報酬下限額を反映させた契約に結びつけていくというところが必要だと思っておりますので、ここは責務として一つ明文化するということをお願いしたいと委員として申し上げます。以上です。
（委員長）
　ありがとうございます。その他に入っている下請の条例の説明、下請関係の言葉を、責務を、市の施策に協力する、の中に入れ込んだ形ですかね。その他、ご意見、ご質問お願いいたします。

（委員）

参考の中で、市内、市区内事業者への下請というのを項目に入れていないのは、基本的には選定の段階で、市内業者を優先した形で、競争をするということであれば、その文言は必要がないと思います。その辺を考慮してこの文言は抜いていくという認識でよろしいしょうか。

（委員長）

先ほどありました下請に関するほかの条例の状況と、今回、新たな下請に関する条項を入れていない中で、検討事項があれば教えてください。

（事務局）

まず、他の自治体の状況を参考にしながら、多く採用されているものを優先的に提示させていただいております。こちらは事業者の責務ですので、基本的に法令を遵守することは当然ですけれども、それ以外の項目については努めるという、努力規定のような書きぶりなっておりますので、仮に何らかの事情があってできなかったとしても、何か罰則があるわけではありません。市区内事業者への下請ですけれども、追加するとすれば、受注した事業者ができる限り、府中の場合は、府中市内の事業者を下請として使うよう努めるという趣旨の表現がここに入ります。従って、この規定があったほうがよいのであれば、受注者の責務として盛り込むことになります。委託にはありませんが、工事の総合評価の中では、下請で市内の事業者を使った場合は加点されるという仕組みがありますので、責務ではないけれども、そのような誘導策は、現時点でもございます。また、受注者が行うより細かなことは、１３ページ４の（４）の「受注者が行うこと、その他」で、この責務とは別に定めることもできるような構成になってございます。

（委員長）

ありがとうございます。この点に関してご質問はございますか。

（委員）

これを入れないということは、市内業者を基本的には優先して競争に参加させようという思いで、これを入れなかったのですねと私は申し上げたのですがその点いかがでしょうか。

（事務局）

市の施策としては、以前から市内業者を優先的に指名する方針ですので、市としてはすでに対応している部分ですが、今議題の中で検討しているのは受注者の責務なので、元請の受注者が市内の事業者を下請としてなるべく使うように努力するという規定を入れるかどうかが焦点になります。先ほどの３ページの基本方針に戻って、上から４つ目の「市内の事業者の受注機会の確保を図ること」というのが、市としてやっていくこととだと捉えております。

（委員長）

市としては、なるべく市内の事業者を使ってほしいということで、そういった施策は行っているけれども、民間事業者の責務にまで入れるかという、そこの差があるということでよろしいですか。あともう一点は、先ほどの下請の説明等に関しては、次回の検討事項にありますところに、個別規定的なものは入っていらっしゃるというご説明がありましたということですか。今、事務局からの補足になります。民間の受注者の方への責務として、どこの範囲まで広げるかということだと思いますけれども、しかもこれも、ここもある意味受注者の責務の大枠の話なので、大枠の中に外れていたからといってこの下の施策の細かい分でのものが入ってくるので、こちらに入れ込むというのか、下に入れ込むかという、その判断が出てくるかと思います。ご意見、ご質問ありますか。

（委員）

市区内事業者への下請という話ですと、我々建設業は、一つの現場に対して３０から４０ぐらいの業種がありまして、そこになるべく全業種の市区内業者へ下請を出しなさいとなるのは、困難だと思っております。また、その３０、４０の業種の中で、我々が直接発注する１次業者、さらに２次、３次、４次とかなりの重層の下請構造になるので、元請事業者がどこまで条例を説明できるかという点も問題になると考えています。

（委員長）

ほかにご意見ございますか。

（委員）

受注者の責務で、１つ目は必ず果たさなければならないという義務で、２つ目と３つ目は努めるという記載なので努力義務だと思いますが、なぜ差があるのかご教示願います。

（事務局）

市の条例ですので、完全な義務化もできなくはないと捉えていますが、義務化はかなり厳しい要件ですので、民間の皆様の責務については、基本的には努力義務で定め、できるだけ努めてもらうというような形式を採用しています。一方で、法令遵守は、ここに書かなくてもいいくらいの当然の話ですけれども、努力義務というわけにもいきませんので、努めるとの表現をしていません。

（委員）

ありがとうございます。理解しました。

（委員長）

ほかにご質問はいかがですか。まとめ議論だと、この３つにプラスアルファして、下のうちの事業の質の確保は出てこなくて、事業者への下請も否定的なご意見もあったと思いますし、あえてそこに入れるかというと、なかなか今の段階では説明はできない。そうすると、この３つにプラスして、今、その他のところの下請の説明とかを、この中に入れ込むのか、先ほど仰った、先にあるので入れない、あるいは入れるにしてもどのように入れるか、このようなところが今まで議論の中で残った部分だと思いますけれども、これについてご意見、ご質問あれば、やっぱりここに入れたいという話なのか、表現を変えればいい、あるいは下にあるのでいい等、現時点であればお願いいたします。

（委員）

先ほどの市の責務と受注者の責務というものが、対になるものだと考えております。従って、両方の文言のレベル感が合っているというのが理想的です。そう考えると、今の議論のものは入れたいものの、あまり細かいことを入れすぎると、逆になぜ市の責務のほうが勝手にしているのかという話になりますので、入れるにしても、後ろのほうがよいのではないでしょうか。以上です。

（委員長）

ありがとうございます。そこもあくまで全体の一番最初なので、市の総合施策とあわせてこの３つぐらいで押さえた後、中に個別に入れる形の体裁がよいでしょうか。異議がなければ、受注者の責務、２か所、ここも原案を１つの案として、改めて議論する時間は設けますので、現時点ではこの案を、原案を１つのものとするということで、ご理解いただきたいと思います。

それでは続いて、検討事項３の（１）労働報酬下限額の設定、公契約審議会についての部分をご説明お願いいたします。

（１）　労働報酬下限額の設定　公契約審議会

事務局から、資料２の２に基づき説明。

（事務局）

それでは６ページ３の（１）労働報酬下限額の設定、公契約審議会をご覧ください。案としまして、労働報酬下限額は、次に掲げる事項等を考慮し、公契約審議会の意見を聴いて定める。工事は、公共工事の工事費積算のための労務単価、業務委託・指定管理は、地域別最低賃金等の公的基準及び市の会計年度任用職員報酬とし、また、公契約審議会は、学識経験者、労働者団体代表、事業者団体代表６名以内で構成し、労働報酬下限額等について審議するとしてい

ます。ここで検討いただきたいことは、労働報酬下限額を定める目安、公契約審議会の構成でございます。労働者団体からは、労働報酬下限額を設けてほしいというご意見を、事業者からは、労働報酬下限額について、労務単価の８から９割が多いということだが、あまり高い割合だと苦しい。下請事業者の利益を守られるようにしてほしいといったご意見を頂いております。参考としまして、都内市区の状況でございますが、工事については、すべての自治体で設計労務単価を採用し、業務委託・指定管理については、会計年度任用職員報酬が１６自治体中９自治体、最低賃金等の公的基準が１６自治体中８自治体、作業員職員の初任給が１６自治体中３自治体、建築保全労務単価が１６自治体中２自治体となっております。また、審議会の設置はすべての自治体で条例に規定しております。なお、下線を引いている項目が案に盛り込んだ項目となっております。説明は以上でございます。

（委員長）

ありがとうございます。では、案２つありますし、工事と業務委託では基準も違ってくると思いますので、３つに分けてお話をしたいと思います。まずは下限について、工事について審議会の意見を聞いて定める。そのための基準としては、工事に関しては公共工事の工事積算のための労務単価という。これについてご質問、ご意見ありますでしょうか。

（委員）

公共工事、設計労務単価に関しては例年毎年３月頃に決まり、当年のものがその年度のもので運用されています。基準となる労務単価は当年のものとして考えたらいいのか、前年度のものなのか、そこを確認したいと思います。

（事務局）

できる限り最新のものが本来望ましいと捉えていますけれども、ただ一方で、公契約審議会で決定した上で、それを周知する期間も必要になってくるので、その時点のスケジュール感の中で考えていければと思っております。実際に額を決めるのは、新たに設置する公契約審議会で資料を提示する中で、併せて議論いただければと考えています。

（委員長）

よろしいですか。ほかに。この部分は、工事に関しては、指針が出ていますので、しかも１６自治体全部倣っていますのでこれに関してはあまりほかの案を考えるのは難しいかなと思っているんですけれども、この点いかがですか。

（委員）

今の事務局の答弁で質問ですが、年度初めにこの会を開いて単価を決める。その際に設計労務単価を参考にして決めるということでしょうか。

（事務局）

そのような決め方になると考えております。ただ、「労働報酬下限額は、次に掲げる事項等を考慮し」と最初に記載し、考慮すべき事項として労務単価を示しますけれども、ここに「事項等」を考慮しとなっているようにそれ以外の要素を公契約審議会の中で考慮していただくということも、可能だと思っております。

（委員）

基本的には、その年度の労務単価ということですか。

（事務局）

できる限り最新のものを使わせていただくということです。

（委員長）

実際に審議会自体がどの時期に動くかによって、資料の使い方が変わってくると思っています。

（委員）

事業者としては物価の変動で労務単価が非常に高騰しているので、実施時期は気になるところです。

（委員長）

労務単価の高騰があると、議論の中で、実際には今年はこうだけど急に今年度上がったから、その分を審議会のほうで変えるという、そういう考慮で働くと理解しています。その点はいかがですか。

（事務局）

仰るとおり、審議会でご議論いただくものですので、審議会において裁量の幅というのを持たせているということになります。

（委員長）

ありがとうございます。これに関しては以上で終わります。では業務委託、指定管理に関してご意見、ご質問はありますでしょうか。

（委員）

ここに記載いただいているのが、最低賃金等の公的基準と会計任用職員の報酬というところですが、一般的には民間の賃金というところも、１つ要素として考えられると思います。それを含めなかった理由と、要望はそれも含めて検討いただきたいというところでございます。以上です。

（委員長）

ありがとうございます。一応質問事項も含めて、こうした規定を案としていただけたらと思います。

（事務局）

これまでと同様に、多くの自治体で取り入れている基準というところで、ま

ずは採用させていただいた結果になります。会計年度任用職員が１６分の９、最低賃金が１６分の８ということですので、基本的には多くの団体がこの２つの項目で運用しているというところで、示させていただきました。民間の賃金となると、どう取り入れていくか検討することがなかなか難しいのではないかと思っております。ただ最低賃金等の公的基準というものは、民間の賃金を踏まえて算出していると思いますので、考慮された数字になっているのではないかと捉えているところではございます。

（委員長）

ありがとうございました。

（委員）

ありがとうございます。民間というと非常に漠然としてしまいますが、例えばハローワークでの求人とか、そういうものを指標に使うということも考えられると思っておりますので、これに関して要望させていただいたのは、今まで議論してきた中での理念であったり、府中市に優秀な人材を確保して、ひいては地域の発展というところには、やはり支払うべき賃金を払っていかないと、どうしても成り立たなくなってしまいます。その中で会計年度任用職員等々だけでは、適切な賃金として、十分な要素になるのだろうかという気持ちを持っていたので、今回要望させていただきたいと思います。

（委員長）

ありがとうございます。今、主に上がっている公的な基準以外、民間の指標を、というご意見がありますが、これについて皆さんのご意見やお考えあればお願いいたします。指標として考えられたのがハローワークの例ですが、ほかに何を想定されているか、参考にお知らせいただければと思います。

（委員）

具体的な例として申し上げたいところがハローワーク等というところで、それ以外の例を提言できないことは申し訳ないのですが、趣旨としては、民間の市場動向も考慮いただきたいという思いです。

（委員長）

分かりました。ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

（委員）

民間指標ということで、賃金基本統計調査が回ってくることがあって、こちらが反映されているという考え方がいいのかなと思いました。

（委員）

ありがとうございます。

（委員長）

ほかにご意見、ご質問がありますか。審議会の中で最低賃金等の中の「等」

に民間のものが入って広くフレキシブルにということで入れ込んで考えるか、そこは曖昧すぎるから民間というところで、それを明記するのか、考え方の違いなのかなと思いますけれども、それで皆さんご意見いかがでしょうか。ほかの自治体の中で、民間とかそういった、ほかここにある以外の書き方をしている例はありますか。その他はここにはないのですが。

（事務局）

書き込みとしては見つけられていない状況でございます。ただ、先ほど申したように、どこの自治体も、こういう基準を設けていても、ある程度審議会でフレキシブルに動ける余地は残していますので、必要に応じて審議会の中でそういったデータを使っているのではないかと思っています。

（委員長）

今回、今言ったように、等の中に入れ込んで考えて、やっぱりそれでも入れてほしいという希望が強いのか、それが今決まれば、それであげれば次回継続審議していただきますがいかがでしょうか。

（委員）

等という表現だと、漠然としすぎているというか、どこまで文書にできるかという部分もあると思いますが、例えば業務委託であれば、最賃あるいは会計年度任用職員の報酬、会計年度任用職員の報酬に関しては、特に府中市でいけば最低賃金に近い、数円違うレベルだと私は認識しています。なので、端的に言えば、その年度の一番低いところを基準にしてしまうと、自由な議論でもそこに引っ張られてしまう部分があるのではないかと、危惧しております。例えば、文言の中にその他事情を勘案するですとか、そういうところを１つ入れると、民間の賃金水準をある程度踏まえた上での議論というところが、公にも確認されると思ったので、自由な議論を促進するという意味合いも含めて、そのような文言を１つ入れていただければよいのではないかと考えております。

（委員長）

ありがとうございます。ほかご意見ありますか。

（委員）

私も今のご意見に賛成ですが、これだけちょっと、掲げる事項を考慮する可能性が少なすぎる感じがしましたので、等、報酬及び民間の賃金動向とか、非常に漠然とした形でも構わないのですが、これだけではなく、相場がもし変わっていたら、検討をしなければならないので、と思いました。

（委員長）

特定の指標というよりも、民間の動向みたいなものを入れたほうがという形で。ほかにご意見ありますか。入れてみて据わりも含めてみたほうがいいと思いますので、継続審議でそういった言葉が入れられるかご検討いただけます

か。
（異議なしの声あり）
（委員長）
　それでは継続審議とさせていただきます。あと、公契約審議会についての規定になります。これは、ここ前提みたいな形でなっていますけど、この点、ご質問、ご意見ありますでしょうか。
（委員）
　委員会を２回進めている中で、６人というのは、すごく自由闊達に議論がしやすい人数だなと思っております。人数に何か決めるものはないかなと思いますが、今、このように議論ができていること踏まえれば、これをベースに６人ということで進めるのが合理的だと考えています。以上です。
（委員長）
　６人以内と、人数的にはこの形ですかね。ほかにご意見ありますか。なければ、原案でまた人数等を再度確認ということにさせていただきたいと思います。整理すると、工事の部分と審議会分は原案で、業務委託の賃金に関しては文言の追加ができないか検討いただくということでよろしいでしょうか。
（委員）
　１点よろしいでしょうか。公契約審議会は労働報酬額の件だけ議論するということなのでしょうか。先ほども前段階の部分でチェックするところをどうするかという議論もあったと思うのですが。
（事務局）
　この条例を早く制定した自治体は、労働報酬審議会のような名称で作っていまして、まさに専用の審議会だったのですが、最近の自治体では、公契約審議会のような広義の名称にした上で、所掌を労働報酬下限額及びその他公契約にかかる重要な事項、労働報酬下限額等などとし、審議会の中で、労働報酬下限額以外も議題にできる幅を持たせている状況ですので、今回は労働報酬下限額等と書かせていただいています。
（委員長）
　それでは今の議案は、審議終了とします。それでは、次、３の（２）労働報酬下限額等の対象となる労働者等をお願いいたします。

（２）　労働報酬下限額等、対象となる労働者等について
事務局から、資料２の２に基づき説明。

（事務局）

それでは、７ページ、３（２）労働報酬下限額等　対象となる労働者等をご覧ください。案としまして、正社員、日雇い、派遣労働者、パートアルバイト、一人親方とし、家族経営の事業所に使用される者、家事使用人、労働基準法第９条に該当しない者、最低賃金の減額の特例を受ける者、対象契約に直接従事しない者、現場代理人、主任技術者、監理技術者等、対象契約に従事した時間が１か月あたり３０分未満の者を適用外としています。

ここで、検討いただきたいことは、労働報酬下限額等の対象とする労働者等の範囲でございます。事業者からは現場代理人について、低い賃金で働いている場合があるといったご意見をいただいております。参考としまして、都内市区の状況でございますが、多くの自治体でほぼ同じとなっており、一部、従事時間３０分未満の者を対象外にしていない自治体があるほか、委託業務で６０歳以上を対象外としている自治体がある。という状況となっております。説明は以上でございます。

（委員長）

ありがとうございます。対象者についてご質問、ご意見よろしいでしょうか。

（委員）

まず、対象となる労働者等の範囲については、異論はありません。１点、条例をつくっていく上での確認ですが、一人親方の定義としては、ここで指すのは、労働生産性が高い一人親方と理解をしておりまして、形は請負契約だけれども、労務提供を主として従業員を使っていないと定義をしていただきたいと思いましたので、意見として申し上げます。以上です。

（委員長）

この点、ほかの自治体はどうなっていますでしょうか。

（事務局）

前回の文京区の条例、資料１－３ですけれども、こちらが、最終的に条例の中でこういう難しい言葉になっていくわけですけれども、これの第２条が定義になっておりまして、第２条の第４号に労働者等があり、そのイで書いてあるのが一人親方を定義しているものだと捉えています。読み上げますと、受注者または受注関係者との契約により公契約に係る業務の一部を請け負い、または受託する者であって、当該業務を他の者を使用しないで行うものと示されています。こういった表現が定義になると思われます。

（委員長）

定義化の話は、おそらく想定されたとおりの同じ内容を書いておりますけれども、条例において具体化される形になるということのようです。ほかご質問はありますか。

（委員）
　適用外のところに現場代理人、主任技術者、監理技術者等とありますが、弊社の場合は１つの現場に対して、現場代理人、主任技術者、監理技術者がいて、その下に１年生、２年生という現場監督が社員としているのですが、そういったところの判断はいかがでしょうか。
（委員長）
　定義の問題と関わると思うのですがいかがでしょうか。
（事務局）
　ここで対象外として定めなかった場合は、対象になるのではないかと思います。基本的に適用外としたもの以外は対象にはなります。一方で、これは実際に労働報酬下限額を決めるときの話ですが、通常の労働者と非熟練者という分けた作りをしている例もありますので、そういった考え方を導入するかというようなところもあるかと思いますけど、これは今後の公契約審議会でのお話になっていくかと思います。
（委員）
　先ほどお話しさせていただいたとおり、建設業というのは１つに２０、３０の業者が出入りしておりまして、我々が発注するのは、あくまでもその２０、３０の一次業者、一次下請の業者に対して、一括の一式請負という形で、一式何百万という形で発注しております。その業者さんがさらに二次下請、三次下請を同じような方式で発注していまして、最終的にはその三次業者が人を雇って作業に当たらせるということが往々にして多く、我々請負者としては、その二次、三次業者が使用している作業員の賃金を把握しなければいけないという認識でよろしいですか。
（事務局）
　資料の１０ページ４の（１）に該当しますけれども、受注者は、労働者に係る労働条件に関する事項を市に報告しなければならない。報告の方法としては、大きく台帳方式とチェックシート方式という２種類がありまして、台帳方式ですと、仰るように、ある程度下請を把握して提出していただくことと思いますが、近年は、チェックシート方式という簡易な手法が主流になりつつあると捉えておりますので、こちらの手法であれば、受注者で下請の一人一人を把握するというところまではいかないと捉えております。
（委員長）
　先ほどの議論によれば、どの範囲まで把握するのかというのは、実際のところは今後の議論のところでご意見をいただきますので、よろしくお願いいたします。

（委員）
　案の中では正社員、日雇い、派遣労働者となっていますが、正社員の中に現場代理人とか、主任技術者がいるわけですよね。その方々は対象にならないのでしょうか。
（事務局）
　おっしゃる通りです。まず大きく対象を定めて、その中でこの人は対象外ですという方々は除外するようになります。
（委員）
　この現場代理人や主任技術者は、どちらかというと工事関係に従事する方々で、請負においては作業責任者と呼称されますが、作業責任者の取り扱いはどのようにお考えでしょうか。
（事務局）
　委託業務における作業責任者は、現場代理人等と似たような位置付けにあると認識しておりますが、他の自治体が対象外として定めているのは見たことがなくて、実際どのような取扱いをしているのかは、情報を持ち合わせておりません。
（委員長）
　現時点では入れるときも、入れないところの定め方についても、もう少し細かく定義規定を入れる形になりますか。
（事務局）
　各自治体大まかな決め方をしているところが多いです。そうすると、適用外の部分については、精密に定義づけられているのではなく運用の中で対応しているのではないかと認識しております。
（委員長）
　全部書き切れるかという話は出てくると思います。
（委員）
　案の１つ目で、正社員、日雇い、派遣労働者、パートアルバイトとありまして、働き方でいうと、また別の、例えば契約社員という呼び名もかなり一般的なものです。労働基準法第９条に該当しない者は適用外としていますが、言い換えれば、第９条に該当するのは全員労働者だという考え方になりますから、分かりやすく列挙するのはいいのかと思ったのですが、適用外の表現を利用するのであれば、労働基準法第９条に該当する者（正社員など）とすることで、すべての労働者が網羅されてよろしいかと思います。
（委員長）
　労働基準第９条を使った定め方が適正だろうということで、いかがでしょうか。

（事務局）

仰るとおり、先ほどの資料１の文京区の協定で労働者の定義の中で、アが受注者または受注関係者に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法第９条に規定する労働者、という定め方になっています。それを基にして、本資料上は、イメージを捉えやすくしました。

（委員長）

よろしいですか。原案どおりさせていただいた上で、細かい点で運用上問題があれば、再検討いただければと思います。

それでは、次が検討審議の３の（３）労働報酬下限額等の対象となる契約、対象契約についてお願いいたします。

（３）　労働報酬下限額等、対象となる契約について

事務局から、資料２の２、２の３及び２の４に基づき説明。

（事務局）

それでは８ページ、３（３）労働報酬下限額等、対象となる契約をご覧ください。案としまして、（１）工事または製造の請負契約で、その予定価格は５，０００万円以上のもの（２）次の委託契約で、年間（１２か月相当）の予定価格が１，０００万円以上のもの、清掃（各施設総合管理委託など）、２つ目に機械警備を除く警備（各施設警備委託など）、３つ目に受付・案内（総合窓口課窓口業務委託・コールセンター業務委託など）、４つ目に給食調理（学校給食センター調理等業務委託）。（３）指定管理制度を含む官民連携手法により締結する契約を全て対象とし、下請・再委託については、市が直営で実施する場合の対象契約に合致する契約をとしています。

ここで検討いただきたいことは、労働報酬下限額等の対象とする契約の範囲でございます。案の補足説明をさせていただきます。対象とするかどうかは、他団体の状況を参考としながら、事務負担と効果のバランスを保つという視点で、案を作成いたしました。（１）委託につきまして、対象とする基本的な考え方は次の３つです。①年間を通じて、恒常的に履行している契約を対象とする。②人件費の割合が高い契約を対象とする。③資格の有無など職種による賃金水準を考慮して対象とする。次に、対象にしていないものと、その理由といたしまして、①廃棄物等収集運搬については、特定の事業者団体等と協議の上、契約している場合が多い。②学童クラブ運営については、現在、国が取り組んでいる放課後児童支援員等処遇改善等事業により、賃金改善が行われており、報酬の確認まで行う仕組みが既にある。③草刈り・樹木剪定については、専門

資格を有する場合が多いと考えたことから、表記の案としています。

続いて９ページ、（２）指定管理制度を含む官民連携手法により締結する契約ですが、資料２－３をご覧ください。トップの指定管理・ＰＦＩの手法により提供している契約の一覧になります。恐れ入りますが、資料２－２、９ページにお戻りください。現在の本市では官民連携手法により締結している契約は、指定管理協定が主になりますので、指定管理の視点で対象とする基本的な考え方を２つ記載させていただいております。①指定管理料が少額である協定でも、利用料金制度における指定管理の仕組み上、指定管理料以上の金額が経費としてかかっているため、指定管理協定は全て対象とする。②下請・再委託については、整合を図るため、市直営の工事や委託と対象契約の要件をそろえるという点から表記の案にしています。

なお、利用料金制度とは、指定管理者が施設の利用者から徴収した料金を、指定管理者のものとする制度のことで、必要経費から指定管理者が得られる利用料金を差し引いた金額が指定管理料となります。

前回の会議の中で、委員から、多摩市では、導入の段階で、総額の５０％くらいが対象になるようにというところで議論を始めたと聞いている。対象がより多いほうが効果を発揮しやすいが、やみくもに拡大してしまうと、事務処理が大変になって破綻をしてしまうことから、スモールスタートで進める上で、その辺りが妥当ではないかというところで帰結したと聞いている、といったご意見を頂いております。また、事業者からは、工事請負契約にはなじみにくい。負担を減らすために対象を狭めてほしい。調査基準価格未満の受注者のみを対象としてほしい、というご意見を頂いております。

最後に参考としまして、都内市区の状況でございますが、資料２－４の東京都内自治体の労働報酬下限額の適用範囲をご覧ください。対象契約の範囲を一覧にしたものとなっております。金額の範囲は、工事は１，０００万円以上から１億８，０００万円以上、委託では、案で対象とした業種の、清掃では、１６自治体中１５自治体、警備では、１６自治体中１０自治体、受付・案内では１６自治体中１１自治体、給食調理では、１６自治体中１３自治体が対象としています。指定管理は、部分的な対象を含めて、１６自治体中１５自治体が対象としています。説明は以上でございます。

(委員長)

ありがとうございます。順番に分けて考えたいと思います。最後、総合的にということもあるかと思いますが、まず（１）工事また製造の請負契約で、予定価格が５，０００万円以上となっております。この点、ご意見、ご質問ありますでしょうか。

（委員）
　５，０００万円以上と規定した理由をお伺いさせてください
（委員長）
　お願いいたします。
（事務局）
　工事につきましては、一定規模の大きな案件であれば、それを請け負う受注者の規模もそれなりに大きく、下請も含めて関わる労働者の数も多いことから、事務負担と事業効果の兼ね合いから、そのバランスが取れているだろうというところの一つの目安として５，０００万円を案にさせていただきました。なお、当市の場合、最近かなり大きな工事を発注しておりますので、令和２年度以降金額ベースで見た場合は、５，０００万円以上で本市の工事の９割が対象になります。それ以前ですと、大きな工事が少ない時期もありますが、それでも６割から７割が対象になります。
（委員）
　建築土木、電気施設全て５，０００万円以上ですか。
（事務局）
　現在の案では分けていないです。
（委員）
　はい、ありがとうございます。
（委員）
　案の中で、（２）の中の１項目の清掃（各種施設総合管理委など）と機械設備等は含まれている一方で、対象としない業種で一番下の部分の草刈、樹木剪定という専門資格を有する場合が多いためとなっていますが、どのような資格が草刈りや剪定にはあって、それが専門的なのか分からないのですが、例えば、清掃の部分の設備の運転等の業務というと、国家資格でボイラーの運転の資格が必要とされています。それは専門資格ではないというでしょうか。草刈りや樹木剪定には国家資格のようなものがあるのでしょうか。
（委員長）
（２）に関する質問なので、後ほど議論させていただきます。工事、それと金額に関して引き続き話させていただいてもよろしいでしょうか。
（委員）
　５，０００万が妥当だというお話で、市の意見としては、それぐらいの規模ならば、従事する社員も多いので対応できるという考え方でしたが、実際のところ５，０００万ぐらいの工事ですと、我々の社員では、１人で対応することが非常に多いです。２人現場に配置するとなると、１億円以上の物件であれば、現場代理人と監理技術者それぞれ１人ずつ配置することがあります。

そういった中で、府中市の業務を受注する上で、非常に書類の割合、負担というか大きくウェイトを占めている中で、さらに書類の負担が増えるということであると、公契約条例で、先端で働いていただいている作業員の方の労働環境を確保するというところは重要ですが、これをやることによって、我々社員の負担が非常に大きくなってしまうということを懸念しています。できれば現場が２人で配置できるような規模、１億以上くらいの規模の現場であれば何とか現場管理と書類管理と両方やっていけるのではないかと考えております。

そうはいっても、実際に書類がどれだけ増えるのか、どれだけ現場の負担が増えるかというのは現時点では分からないので、今言っても仕方がないとは思っているのですが、実際どれだけ書類が増えるのか分かってきた段階でこの金額を定めるという考え方もあるのではないでしょうか。中々順番的にそうはいかないということであれば、もう少し予定価格を上げて設定していただければ現場サイドとしてはありがたいと思っています。

（委員長）

金額に関してご意見、ご質問あればお願いいたします。

（委員）

ほかの自治体さんと結構バラつきがあります。１億円以上のところもあれば、もっと高いところがあって、一方で、世田谷さんの３千万以上とか結構バラつきがありますけれども、資料でももう少し高めに設定しているところもあるということですので、どう設定するのがよいか分からないのですが、先ほどの話だと５，０００万円以上では大体９割ほどが該当するということで、例えば１億円にした場合はどのぐらいになるかその辺りの数値を教えていただければ考えやすいかと思います。

（委員長）

この金額なかなか決めるのが難しいので、資料があれば教えていただければと思います。

（事務局）

１億円以上の場合の数値は、今この場ですぐに回答できませんので、お時間頂ければと思います。参考に申し上げると、令和２年以降であれば１億５，０００万円以上で七、八割占めております。ただ大きな工事がない令和元年以前ですと、１億５，０００万円以上で二、三割ですので、大きな工事の有無によって大分違いますが、今後も施設の老朽化による更新のため、大きな工事が続く状況は継続されていくと思っております。

（委員長）

手間がどう変わるかという点についてはいかがですか。

(事務局)
　まず受注者の負担部分ですけれども、資料の１０ページ以降の受注者が行うことというところで、特に一番大きいのは１０ページの市への報告をどういう形で行うかということでして、初期に導入した自治体は、台帳方式で手間暇がかかっているということですが、近年は事業者のご負担を考慮してチェックシート方式が増えてきております。本市としてどういう仕組みを取り入れるか、その上で、具体的にどのようなことを報告してもらうのかについても、本委員会に諮らせていただきます。本市としては、極力負担が少ないような形にしたいと考えております。また、既存のそれ以外の工事に係る市への報告や書類の提出ですが、ＩＴ化・ＤＸ化に取り組んでおりますし、電子契約も進めている段階ですので、その他の部分の事務軽減も併せて図っていければと思っております。
(事務局)
　先ほどの１億円以上の工事の割合でございますけれども、令和５年度に関しましては８割強、金額ベースで８割強となっていて、ただ５年前というようになりますと、３割から４割となっていますので、年度によってかなり差が大きくなってございます。
(委員長)
　ありがとうございます。この件は今日決めるのは難しいと思いますので、継続審議とさせていただいて、事務局にお願いですけど、１０年分ぐらいの５，０００万円の場合と１億円の場合だとどのくらいの割合なのか、そういった資料をご用意いただいて、事務負担も含めては、この後の事項にも関わりますので、最後また戻るという形で進めさせていただければと思います。いかがでしょうか。
(異議なしの声あり)
(委員長)
　それでは事務局さん、ご負担をおかけしますが、次回資料の提供をお願いいたします。
　続いて（２）について、先ほど質問もありましたのでお願いいたします。
(事務局)
（２）の特に清掃との関連の部分で、まず第１点に草刈・樹木の専門資格でございますけれども、１，０００万円以上の大きな規模の通年をやっている樹木管理ですと、専任者を定めて、生物多様性保全や選択的除草の経験のある造園技術者を置くこととなっております。造園技術者というと、工事の関係でも造園業者の方々が参加しますので、そうすると工事業種で資格を持っているような、業務委託とは単価が異なる方々が実際には勤務をされているという状

況になります。そういった点で、やはり他の自治体でも対象に入れてないと聞いております。

続きまして、ボイラー等の関係ですが、確かに清掃（総合管理）と書いているので、ボイラーの保守も入っているものもありますが、設備の維持管理ということで、資料の２－１に入っている設備・機器保守点検等作業委託、一番件数の多かったもの、そうしたものがボイラーの保守の要素が強く含まれていると認識しております。ボイラーに関しては、作業の専門的な資格必要になってきますから、それなりの労働報酬の水準でいらっしゃるのだろうと捉えておりまして、今回この設備・機器保守点検等作業委託に関しては、今回の案の中で、対象外としており、資料に列挙のある対象外の検討の中に入れておりませんが、専門的であるというところから、ボイラー保守のみといった業務委託については除外しているという認識です。以上でございます。

（委員長）

ありがとうございます。細かい専門的な部分があり、私も分からない点もありますが、何かご質問や追加で何かあればお願いいたします。

（委員）

専門性が高いものは、対象から外すということでしょうか。

（事務局）

仰るとおりで、基本的な考え方にお示しさせていただきました③の部分、資格の有無など職種による賃金水準を考慮して対象とするというところによっておりまして、専門的な資格を有している方については、対象としないような考え方をしております。

（委員長）

ありがとうございます。ほかご質問やご意見はよろしいですか。１，０００万円以上というのがどうかというご意見あると思いますけど。

（委員）

まず１，０００万円以上については、一つここはスタートかなとは考えております。前回の委員会で要求させていただいて、今日お配りいただいた資料２－１の案件の数や前回の資料の数という中で、前回も発言させていただきましたが、多摩市が総額５０％というのを基準しているので、５０％ではいかないのではないかと思っております。ただ事務負担というところも一つ大きな懸案事項かと思うので、最初に始めるという意味では、ここで最初スタートするというのが合理的だと思っております。一方で我々労働者側としての懸念しているのが、対象としないというところを書いてしまうのはいかがなものかと思っております。今後、公契約条例を育てていくという観点で、ここで対象としないというものが残ってしまうと、この方々の報酬というところが将来的にこの

議論に足を引っ張られて大変もったいないことではないかと思っております。つまり、案自体に異論はありませんが、そこのベースとなる対象としないというところは、少し考え方を整理したほうがよいと思っております。以上です。
（委員長）
　対象としないものに関して、これはどういう表現になるのでしょうか。
（事務局）
　この案の中には対象としないという部分については、記載はございません。それは対象とするというものを列挙しているからという考え方です。今、対象にしていないものの理由でございますけれども、仰るとおり、スタートする時点での考えとして、事務負担とのバランスを考慮して記載しているものになりますので、ここは次の段階で設置される公契約審議会の中でどのように取り扱うべきかについては考える要素があるものと考えております。
（委員長）
　必要で追加はありますでしょうか。
（委員）
　ありがとうございます。恐らく市においても、その思いはあるのだろうなと理解した上で、今日はあえてここで発言させていただいたのは、ここで議論して、議事録に残しておかないと、将来そこの議論の余地が狭まってしまうのは、これもまたもったいないかなというところで、あえて発言させていただきました。以上です。
（委員長）
　ありがとうございます。ほかにございますか。特にご異論なければ、原案どおりで、さらにもう一回戻ってきていただければという形でさせていただければと思います。よろしいですか。
　最後（３）の指定管理のところ、ご意見やご質問がありますか。また、指定管理ですけど、分かりにくいので、ご質問も含めてお受けしたいと思います。
（委員）
　②番のところに、市直営の工事や委託と対象契約の要件を揃える、要件というところが具体的に何を指しているのか、少し教えていただきたいと思います。
（事務局）
　こちらの市直営の工事や委託等、対象契約の要件を揃える、その要件でございますけれども、８ページに案として載せている委託の対象と一致しているかですとか、ＰＦＩになると工事がございますので、工事が５，０００万円以上、このラインを揃えるという意味合いでございます。
（委員長）
　よろしいですか。ＰＦＩに関しては、これは資料２－３の事業ということで

よろしいですかね。
（事務局）
　資料２－３のＰＦＩに関しましては、１０番の市民会館、こちらがＰＦＩとなっているところでございます。
（委員長）
　ご質問、ご意見ありますか。
（委員）
　今仰っていました市民会館の指定がＰＦＩ、これも今、実際に契約年度でやっているものですよね。それも対象に入るということでしょうか、新規ではなくて。
（事務局）
　今、あるものを一覧でお示ししているものですけれども、この条例が施行されて、適用されるのが、施行日以降に始まるものと捉えています。現行のものについて、一気に適用とはならないと考えております。
（委員長）
　遡及効といって遡って適用するのか、施行日を決めていつから開始するのか、という決め方がありますので。ただ一般的には遡ると大変なので、成立日以降、公布された後に施行日にしますということで適用するのが一般的です。今回、特に例外なければ施行日を定めるようになるでしょうか。そこは、皆さんにご意見いただきたいと思います。市の想定としては、遡及させて適用はないという考えでよろしいですか。特にご要望なければ、この原案どおりとさせていただきます。
（委員長）
　予定の対象が終わりました。質問等あればお願いいたします。また二巡する予定なので次回以降お願いしたいと思います。
　最後、その他、ご説明お願いいたします。

２　その他
事務局説明。

（事務局）
　次回の委員会：令和７年３月２７日木曜日　午後２時　会場未定
（委員長）
　ありがとうございます。これにて第２回府中市公契約条例の在り方等検討委員会を終了いたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。